

協議事項

2 会長の選任について

国民健康保険法施行令第5条第1項の規定に基づき、次の委員を会長に選任する。

| 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|-----------|------|-------------|
| 公益を代表する委員 | 笠見 猛 | 倉吉市自治公民館連合会 |

3 会長代理の選任について

国民健康保険法施行令第5条第1項及び2項の規定に基づき、次の委員を会長に選任する。

| 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|-----------|-------|----------------|
| 公益を代表する委員 | 小谷 秀昭 | 倉吉市民生児童委員連合協議会 |